

盛土規制法に基づく規制区域（案）に対する
パブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで

2 閲覧方法

(1) 市ホームページ

(2) 窓口（建築指導課、行政情報コーナー、各地域づくりセンター）

3 実施結果

(1) 件数

1件（1人）

(2) 提出方法

ア ファクシミリ 1件（1人）

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	なし
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	なし
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	1件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	なし
オ その他	案の内容に関する質問等	なし

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	パブリックコメント説明資料「盛土規制法に基づく規制区域（案）について」	説明資料において、正式な法律名である「宅地造成及び特定盛土等規制法」を、以下「盛土規制法」という、と言葉を略している。 略せずに「宅地造成及び特定盛土等規制法」の言葉で統一したほうが良いと思う。	【ウ 参考とする意見】 ご指摘のとおり法律の正式名称は「宅地造成及び特定盛土等規制法」ですが、一般的には「盛土規制法」という通称が用いられています。 このことを踏まえ、状況に応じて、正式名称と通称を適切に使い分けていきます。